

第一東京弁護士会へ 登録予定のみなさんへ

第一東京弁護士会
総合研修センター

新規登録弁護士研修のご案内

新規登録弁護士研修は、社会のニーズに対応できる弁護士を養成するため、これまで所属する事務所やその先輩弁護士に任されてきた弁護士養成を弁護士会が制度として実施するものです。

以下事務手続を含め主要なポイントについてご説明します。

1. 期間

研修期間は登録後1年間です。1年の間に後述の各種研修を受講していただきます。

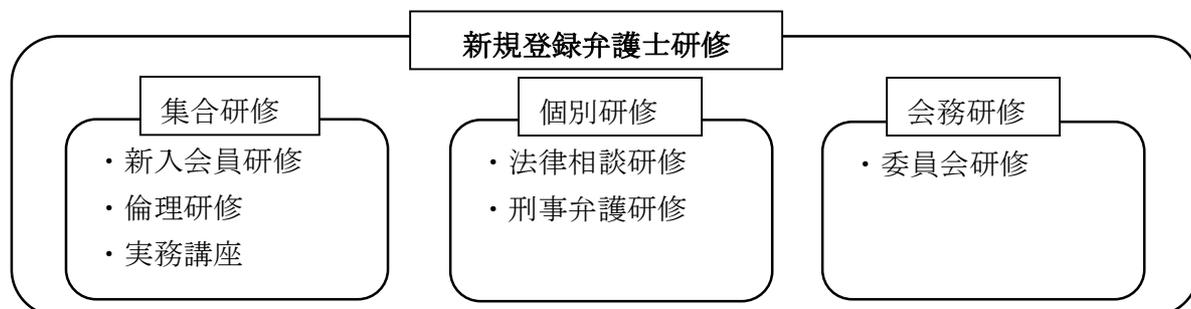
2. 研修参加義務

当会の新規登録弁護士研修は、当会の会則・会規に基づき、新規登録弁護士に受講が義務付けられているものです。また、所属事務所の雇用弁護士にも、新規登録弁護士がこの研修を受講できるよう協力する義務が課せられています。

したがって、研修を受けない新規登録弁護士や研修を受けさせない雇用弁護士に対しては、弁護士会として受講し、または受講させるよう勧告するとともに、この勧告に従わない新規登録弁護士や雇用弁護士に対しては、弁護士会が懲戒請求をする場合があります。

3. 研修の内容

研修は（1）集合研修，（2）個別研修，（3）会務研修の3つに大別されます。詳細は、新入会員研修会時にご説明しますが、概要は次の通りです。



（1）集合研修

弁護士会が用意した必修項目や選択項目のメニューの中から、1年間の研修期間内に基本科目や専門科目について講習会や研修会を受講していただきます（その内容については「新規登録弁護士研修スケジュール表(予定)」を参照してください。）。

①新入会員研修会

実施日程：以下の表のとおり

実施方法：WEB 研修会（zoom ウェビナーによるライブ配信）

弁護士登録日	新入会員研修会	宣誓式
2022年4月27日（水） 以前の日付で登録する方	2022年5月17日（火） 午前10時～午後5時	新入会員研修 会終了後
2022年4月28日（木） 以降の日付で登録する方	2022年9月8日（木） 午前10時～午後5時	別途個別に実 施予定

この研修会では、当会の集合研修の必修項目に指定されている集合研修を行います。

②倫理研修会

実施日程：以下の表のとおり

実施方法：WEB 研修会（zoom ミーティングによるライブ配信） 予定

弁護士登録日	倫理研修会
2022年4月27日（水） 以前の日付で登録する方	2022年6月8日（水）又は6月9日（木） 時間は追って指定
2022年4月28日（木） 以降の日付で登録する方	2023年3月8日（水）又は3月9日（木） 時間は追って指定

みなさんは、上記①②の研修会を必ず受講する義務がありますので、予めスケジュールを確保してください。

なお、いずれも日程の指定は承っておりません。受講者数、準備スケジュールの都合上、弁護士会から全て指定させて頂いておりますのでご了承ください。各研修会の御案内は、ご入会後に別途お送りいたしますのでそちらでご確認ください。

③実務講座の受講

開催講座の中から最低2講座を選択して受講する義務があります。開催テーマは、「新規登録弁護士研修スケジュール表（予定）」でご確認ください。なお、開催内容日時等は今後変更になる可能性があります。

(2) 個別研修

①法律相談・②刑事弁護について、先輩弁護士の指導の下に活動します。それぞれの個別研修に指導弁護士を配する制度は、第一東京弁護士会の研修の大きな特色です。これらの活動を通じて、先輩弁護士から弁護技術以外のさまざまな体験や助言も吸収してください。

①法律相談研修は、原則として、実際の法律相談を指導弁護士とともに1回同席します。なお、入会者数及び相談件数によって、座学による研修となる場合があります。

②**刑事弁護研修**は、指導弁護士の指導のもと、原則として被疑者段階及び被告人段階の国選弁護事件を各1件受任します。なお、入会者数及び事件数によって、座学による研修となる場合もあります。

(3) 会務研修

研修対象委員会から、配属を希望する委員会を募り、希望する委員会に研修委員として参加し、委員と同様の委員会活動を行います（ただし、必ず第一希望の委員会に配属されるとは限りません。）。配属期間中、2回以上の出席義務があります。配属期間は**2022年6月から10月まで（前期）**、**11月から2023年2月まで（後期）**とし、いずれの期間に配属されるかは総合研修センターが指定します。

4. 「新規登録弁護士研修履修義務確認書」について

上記にご説明した、各研修の受講義務についての確認書です。

確認書に署名捺印の上、他の入会書類と一緒に当会に提出してください。

5. 雇用弁護士の届出について

「新規登録弁護士雇用届出書」と「新規登録弁護士採用予定者宛の協力依頼書」が同封されています。この2つの書面を採用予定事務所に提出し、雇用弁護士から届出書に署名捺印をいただき、他の入会書類と一緒に当会に提出してください。

「新規登録弁護士雇用届出書」は、パートナー制の事務所等雇用弁護士が複数いる場合を考えて、新規登録弁護士研修に関する事務所の責任者をあらかじめ特定するために提出してもらうものです。したがって、弁護士会からの雇用弁護士宛連絡文書はこの届出された弁護士宛に送られます。また、研修受講に協力するよう弁護士会が勧告する対象も、この届出された雇用弁護士となります。

◆1名の経営弁護士が経営する事務所では、その経営弁護士が当然に雇用弁護士になります。

◆経営弁護士が複数いる事務所の場合、「雇用弁護士」は、必ずしも事務所の所長や入会時の紹介者である必要はありません。

事務所に他会の経営弁護士が在籍している場合、「雇用弁護士」として他の弁護士会の会員を届出ても結構です。

◆雇用されている先輩弁護士（アソシエイト）は雇用弁護士にはなれません。

◆「雇用弁護士届出書」は実際の雇用関係を証明するものではなく、新規登録弁護士が適切に義務研修を履行出来るよう協力を確認するものです。新規登録弁護士が適切に義務研修を履行しない際、事務所内で指導に御協力頂ける方を明確にするため、ご提出をお願いしております。

なお企業内弁護士になる予定の方は、この届出書に代わり、勤務先企業から「新規登録弁護士研修協力確認書」を提出いただきます。この用紙と就職先企業宛の説明文書は当会のホームページ（<http://www.ichiben.or.jp/>）よりダウンロードすることが出来ますので、ご利用ください。

また、「新規登録弁護士研修履修義務確認書」「新規登録弁護士雇用届出書」と「新規登録弁護士採用予定者宛の協力依頼書」についても上記ホームページよりダウンロードすることが出来ますので、ご利用ください。

本件についてご不明な点があれば、以下の連絡先までお問い合わせください。
総合研修センター（新規登録弁護士研修担当：及川・大澤・山口
TEL：03(3595)8582 e-mail：shinki-kenshu@ichiben.or.jp)